2026年11月13日

各 位

会 社 名　株式会社コジマ
代表者名　代表取締役社長　中澤 裕二
（コード番号7513 東証プライム）
問合せ先　代表取締役専務 経営企画本部長
荒川 忠士
TEL 03-6907-3114

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１） 処分期日	2026年11月30日
（２） 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 76,300株
（３） 処分価額	１株につき1,448円
（４） 処分価額の総額	110,482,400円
（５） 処分予定先	当社の執行役員及び従業員(課長職以上) 116名 76,300株
（６） その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

２．処分の目的及び理由

当社は、2025年2月25日開催の当社取締役会において、従業員選択式株式報酬制度（以下「本選択式制度」といいます。）を導入しております。

本選択式制度は、当社業績目標の達成を条件に支給されるものであり、従業員が下記のいずれかの株式報酬を自らのライフステージに合わせて選択できるものであります。

（１）株式報酬型ストック・オプション

付与から3年間権利行使をすることができず、その後の期間において当社に在籍していることを条件に権利行使を認めるもの。

（２）譲渡制限付株式

原則として５年間当社に在籍することを条件として、当社の従業員の地位を退職した時点をもって譲渡制限が解除されるもの。

本選択式制度は、上記の２種類の株式報酬を従業員が自ら選択できることにより、当社の業績達成及び中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を、より一層高めるものであります。

本自己株式処分は上記制度に基づき実施するものであり、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の概要等につきましては、以下のとおりです。

本制度は、支給対象者に対して、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき、各支給対象者への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と支給対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①支給対象者は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 110,482,400 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、当社の普通株式合計 76,300 株を支給対象者へ付与することといたしました。

また、全社業績や株価に対する意識を高め、企業価値向上への貢献意欲を引き出すという本制度の導入目的を実現するため、譲渡制限期間は当社の従業員の地位から退職した時点までとしております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である支給対象者 116 名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が処分する普通株式について引き受けることとなります。

３．譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各支給対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

処分期日（2026 年 11 月 30 日。以下「本処分期日」といいます。）から当社の従業員

の地位から退職した時点（ただし、当該退職した時点が、本処分期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本処分期日が事業年度開始後６か月以内の日である場合は当該事業年度に係る当社の半期報告書）が提出される日前である場合には当該提出される日）までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

（２）譲渡制限の解除条件

当社は原則として、支給対象者が本処分期日から５年を経過する日までの間（以下「本権利確定期間」という。）、継続して、当社の従業員の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって、譲渡制限を解除する。

ただし、支給対象者が定年又は当社の取締役への就任その他正当な理由により、当社の従業員の地位から退職した場合（嘱託等として引き続き当社に在籍する場合を含む。）には、上記に関わらず、当社は、支給対象者が退職した時点をもって、本株式の全部について本譲渡制限を解除するものとする。

（３）当社による無償取得事由

① 支給対象者が死亡、定年又は当社の取締役への就任その他正当な理由によらず、当社の従業員の地位から退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

② 支給対象者が本権利確定期間中に、自己都合により退職（死亡退職を除く。）することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

③ その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、割当契約に定めるところによる。

（４）支給対象者の死亡又は当社親会社への転籍その他やむを得ない理由により退職した場合における取扱い

上記（１）（２）の定めにかかわらず、支給対象者が本権利確定期間の途中に、死亡又は当社親会社への転籍その他やむを得ない理由により、当社の従業員の地位から退職した場合（傷病等による退職は含まない。）には、当社は、支給対象者が当該退職をした時点をもって、本処分期日を含む月から支給対象者が当該退職した日を含む月までの月数を 60 で除した数（ただし、計算の結果１を超える場合には１とする。）に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）について譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

上記（１）（２）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取

締役会の決議により、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を 60 で除した数（ただし、計算の結果１を超える場合には１とする。）に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）の本株式について、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（６）公開買付け等における取扱い

上記（１）（２）の定めにかかわらず、本譲渡制限期間中に当社の普通株式に対し、金融商品取引法第 27 条の２以下に規定される公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が開始された場合であって、支給対象者から当社に対して本公開買付けに応募するために譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、本処分期日を含む月から当該申し出があった日を含む月までの月数を 60 で除した数（ただし、計算の結果１を超える場合には１とする。）に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）の本株式について、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（７）株式の管理

本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、支給対象者が開設した専用口座で管理される。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 11 月 12 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 1,448 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上